

第 116 号議案

足立区立図書館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 6 日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区立図書館の指定管理者の指定について
足立区立図書館の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区立梅田図書館	東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
足立区立花畠図書館	東京都足立区江北一丁目 33 番 22 号 T M ・ アズビル共同事業体 代表者 株式会社ティー・エム・ エンタープライズ 代表取締役 川名 康仁	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

図書館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。